

参考資料●外国人労働者の雇用状況

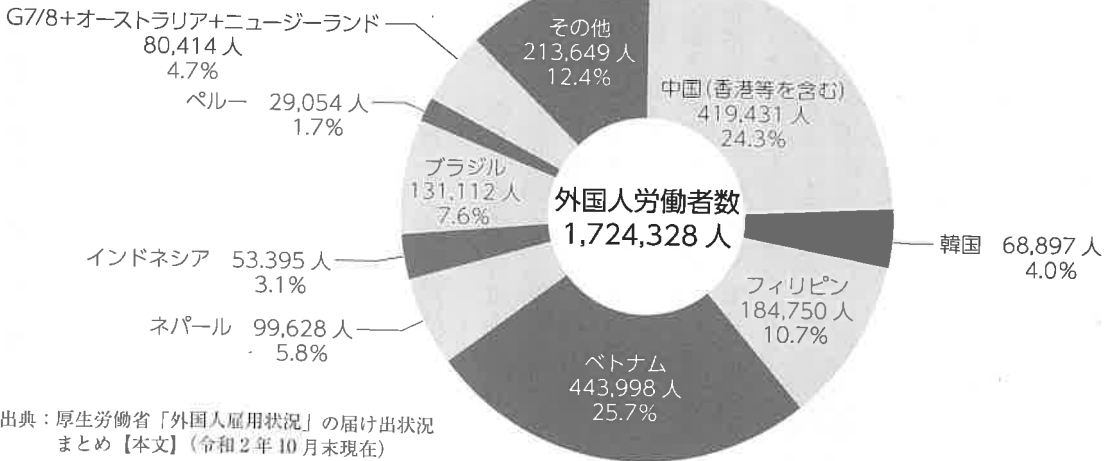
資料1 在留資格別外国人労働者数の推移



- 注1:「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。
 注2:「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。
 注3:「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。
 注4:「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

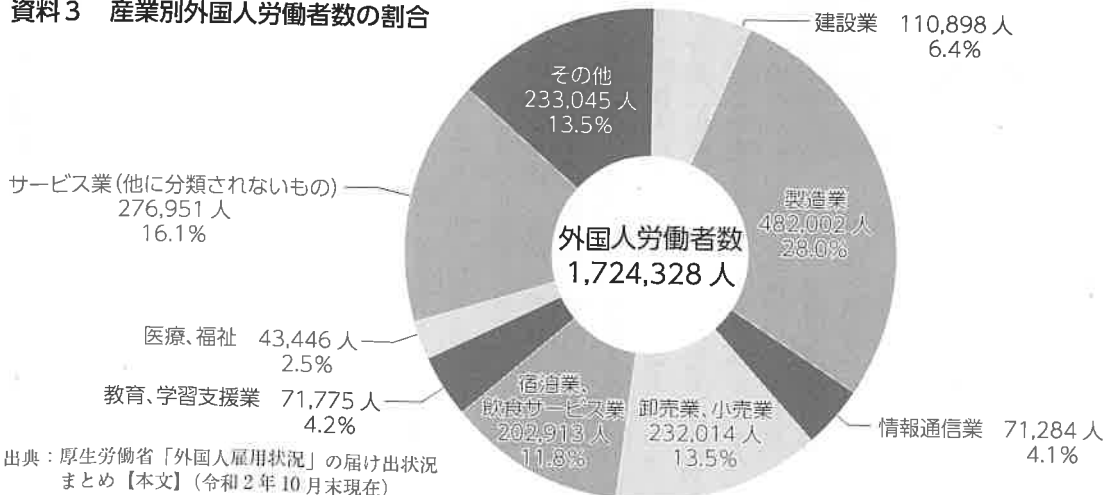
出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届け出状況まとめ【本文】（令和2年10月末現在）

資料2 国籍別外国人労働者の割合



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届け出状況まとめ【本文】（令和2年10月末現在）

資料3 産業別外国人労働者数の割合



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届け出状況まとめ【本文】（令和2年10月末現在）